

中東遠総合医療センターにおける実習生の受け入れに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、中東遠総合医療センター（以下「病院」という。）における実習生の受け入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(委託することができる機関)

第2条 この規程に基づき、病院に学生等の実習の委託ができる機関は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の医療従事者等の養成を目的とする学校又は養成所（以下「養成機関等」という。）とする。

(手続)

第3条 養成機関等の長が、学生等の実習を病院に委託しようとするときは、企業長に申請しなければならない。

2 企業長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がなく、委託を適当と認める場合に限り、実習を許可することができる。

(受託実習料)

第4条 前項の規定により実習を許可された学生等（以下「受託実習生」という。）の養成機関等の長は、実習料を納付しなければならない。

2 実習料の額は、養成機関等の長と企業長の協議により決定する。

(遵守事項等)

第5条 受託実習生は、法令及び病院の諸規程を遵守し、かつ、実習指導者等の指示に基づき、実習をしなければならない。

2 受託実習生は、実習の開始前に、個人情報保護に関する誓約書を企業長に提出しなければならない。

3 受託実習生は、病院の情報システムを利用する場合には、前項の誓約書に併せて病院情報システム利用に関する誓約書を企業長に提出しなければならない。

4 受託実習生は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）実習期間中は、実習に専念すること。

（2）業務に対して非協力的な行動をとり、病院の秩序を乱す行為をしないこと。

（3）実習に当たって知り得た秘密を漏らさないこと。

5 受託実習生を受け入れる部門の長（以下「所属長」という。）は、受託実習生が患者と直接接する場合には、実習の開始前に麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、C型肝炎及びB型肝炎の抗体価の有無及び抗体が陰性の場合のワクチンの接種状況を確認しなければならない。

6 所属長は、受託実習生が患者と直接接する場合には、事前に当該患者の了解を得なければならない。
(事故発生時の対応)

第6条 受託実習生は、実習に関する事故が発生した場合は、次の各号に従うものとする。

- (1) 実習のための登院途上に発生した交通事故等の災害に関しては、病院はその責に任じない。
- (2) 器械器具等を破損した場合は、直ちに所属長及び養成機関等に報告し、指示に従う。
- (3) 医療事故又はヒヤリハットが発生した場合は、直ちに所属長及び養成機関等に報告し、中東遠総合医療センター医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルに則って行動する。
- (4) 感染事故が発生した場合は、直ちに所属長及び養成機関等に報告し、中東遠総合医療センター院内感染対策指針及びマニュアルに則って行動する。

(オリエンテーションの実施)

第7条 所属長は、受託実習生に対し、実習の開始時に、実習カリキュラム、本規程の内容、中東遠総合医療センター医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアル、中東遠総合医療センター院内感染対策指針及びマニュアル等について、オリエンテーションを行うものとする。

(実習生の評価)

第8条 所属長は、受託実習生の実習内容について、養成機関等が定める様式により評価を行うものとする。

(実習の停止及び許可の取消し)

第9条 受託実習生が前条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、企業長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

2 企業長は、前項の規定により、実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(実習内容の取り扱い)

第10条 受託実習生が実習期間中に作成した研修記録、診察記事等は、実際の診療業務には関係ないものとして取り扱うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか実習生の受け入れに関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。